

建設工事検査基準

(目的)

第1条 この基準は、建設工事検査事務処理要領（以下「要領」という。）第7条の規定に基づき、工事検査及び技術検査を行うために必要な基準を定めることにより検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 この基準は、建設工事に係るしゅん功検査、既済部分検査及び完済部分検査に適用する。

(工事検査及び技術検査)

第3条 検査は、工事の出来高を対象として要領第7条第2項に定める関係図書及び製作施工に係る承諾図（以下「設計図書等」という。）と対比して、工事実施状況、出来形、品質及び性能、出来ばえの検査を行う。

(工事実施状況の検査)

第4条 工事実施状況の検査は、出来形管理、品質管理、その他の施工管理及び機器の製作、施工に関する各種の記録、写真等を参考とし、別紙「工事検査マニュアル」に掲げる事項に留意して、施工内容を判定する。

(出来形、品質及び性能、出来ばえの検査)

第5条 工事の出来形、品質及び性能の検査は、設置位置、数量、出来形の形状寸法、品質、性能及び出来ばえについて設計図書等と対比し、別紙「工事検査マニュアル」に掲げる事項に基づき検査する。

2 検査時において明視できない部分又は測定が困難な部分は、工事実施中の測定資料、出来形図面、規格及び材質検定書、検査試験成績表、写真等により判定する。また必要に応じ破壊検査、分解検査及び実運転を行う。

(出来形部分の数量の確認)

第6条 工事の出来形部分の数量は、設計図書、出来形図及び出来形数量計算資料等により確認する。

2 建設リサイクル法に基づく処理状況は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により確認する。

附 則

1 平成11年10月1日から施行する。

2 この基準の施行により、従来の建設工事検査実施細目、検査の基準と手法及び建設工事検査基準は、廃止する。

附 則

1 平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 平成15年4月1日から施行する。

2 この基準の施行により、従来の建設工事検査基準は、廃止する。

附 則

1 平成20年4月1日から施行する。